

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例及び目黒区特別区税条例の一部を改正する条例について

1 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

(3)の法律が施行され下記2の条例改正を行うことにより、軽自動車税の環境性能割が廃止されるとともに、もう一方の区分である種別割が軽自動車税本体となることに伴う規定の整備（題名を含む。）を行う。

(2) 施行期日

令和8年4月1日

(3) 参考

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）（令和8年2月20日国会提出）

※第221回国会で審議中

2 目黒区特別区税条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律が施行されることに伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止するとともに、もう一方の区分である種別割が軽自動車税本体となることに伴う規定の整備を行う。

【現行の環境性能割の制度】

対 象 3輪以上の軽自動車

課税標準 軽自動車の通常の取得価額

税 率 燃費性能に応じて0～3%（当分の間の措置として0～2%に軽減）

(2) 施行期日

令和8年4月1日

(3) 参考

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）（令和8年2月20日国会提出）

※第221回国会で審議中